

令和8年度 SAPPORO ENGINEER VISA 経営安定性等確認業務 仕様書

1 業務名

令和8年度 SAPPORO ENGINEER VISA経営安定性等確認業務

2 事業の目的

海外人材の就労促進による市内IT企業等の人材確保支援及び海外企業の誘致促進を目的として、国家戦略特区による規制改革「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業」を活用した制度「SAPPORO ENGINEER VISA」を実施する。

当該制度の実施にあたり、専門的知見を有する中小企業診断士に書類を回付することで、申請企業の経営安定性等の確認するよう実施要領にて定められていることから、本業務を実施する。

3 業務内容

(1) 企業の経営安定性等の確認

ア 実施内容

札幌市又は札幌市から依頼を受けた者から回付された書類をもとに、善良な管理者の注意をもって企業の経営安定性等に関する判断を行い、所定の報告様式にて結果を報告すること。回付される書類は以下のとおり。

- ・企業認定申請書（要綱様式1）又は「企業認定更新申請書（要綱様式2）」
- ・登記の履歴事項全部証明書の写し
- ・財務諸表

※申請者が労働者派遣業の場合は、派遣先企業分の書類も回付されるため、あわせて審査すること。

イ 標準処理期間

申請に必要な書類の回付を受けから結果報告までの標準処理期間は3営業日とする。標準処理期間から逸脱することが推察される場合は、その理由と完了目安時期等について委託者に報告のうえ、委託者からの指示に従うこと。

(2) 認定企業との面談

(1) で実施した企業の認定から半年後を目途に、認定企業・札幌市又は札幌市から依頼を受けた者・受託者の3者による面談を行うため、そこに同席し、申請書記載の事業の進捗状況確認や、経営安定化に向けた助言等を行うこと。

面談の日時、実施形式については札幌市又は札幌市から依頼を受けた者が調整を行うこととし、1回あたりの時間は30～60分程度を目安とする。

なお、海外企業が相手の場合、面談に通訳が同席する場合がある。

4 事業実施予定件数

- (1) 企業の経営安定性等の確認…10件程度

(2) 認定企業との面談…10件程度

※記載した件数は予定であり、その数量の発注を保証するものではない。

5 業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

6 秘密保持

- (1) 受託者は、本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等を委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (3) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業への参加者に係る個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の個人情報取扱注意事項を守ることにする。
- (3) 受託者は、個人情報の取扱状況について、仕様書別添「個人情報取扱状況報告書」の様式を用いて毎月20日までに本市に報告することとする。なお、本報告の開始は契約締結の翌月からとする。

8 提出書類

番号	提出書類	回数、頻度	提出時期
1	報告様式	3（1）の実施回数	3（1）実施時
2	個人情報取扱状況報告書	契約締結の翌月より毎月	毎月20日まで
3	業務完了届	1回	令和9年3月31日（水）

9 その他

- (1) 委託料は、事業実施1回あたりの単価に実施件数を乗じた額とする。
- (2) 委託者は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

【仕様書別添】

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

委託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり） (7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり） (8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	